

●ダイレクトマーケティングエージェンシー事件

知財高裁 令和 7 年 6 月 25 日		
令和 7(行ケ)10004 審決取消請求事件（原審：拒絶査定不服審判）		
当事者	原告：㈱ダイレクトマーケティングエージェンシー 被告：特許庁長官	判決要旨： 取引の実情として、「ダイレクトマーケティング」や「〇〇エージェンシー」の使用例を多く挙げ、本願商標は「カタログ・ダイレクトメール・雑誌・テレビ・電話など各種のメディアを通じて、消費者に直接商品情報を提供する販売促進方法を業務とする又はそれに特化した代理店」といった意味合いを容易に認識、理解させるとして、本願商標は役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であり、また前記と関連しない役務については役務の質について誤認を生じさせるおそれがあると判断された。
対象 商標	本願商標 ダイレクトマーケティングエージェンシー （標準文字） 第 35 類「広告業、市場調査又は分析」ほか 第 42 類「オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS）」ほか	
結論	識別力なし（商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号）	

●シングルモルト金沢事件

知財高裁 令和 7 年 6 月 26 日		
令和 6(行ケ)10103 審決取消請求事件（原審：拒絶査定不服審判）		
当事者	原告：T&T TOYAMA㈱ 被告：特許庁長官	判決要旨： 取引の実情として、「シングルモルト」と「産地又は蒸留所の所在地」の組合せよりなる表示の例（「シングルモルト静岡」「シングルモルト余市」等）を多数挙げ、本願商標は「金沢に所在する蒸留所等で生産されたシングルモルトウイスキー」との商品の産地及び品質（種別）を表示したものと理解するにとどまるとして、これは自他商品識別力を欠き商標としての機能を果たし得ないとされ、またそれ以外の商品については商品の品質（種別）の誤認を生ずるおそれがあると判断された。
対象 商標等	本願商標 シングルモルト金沢 （標準文字） 第 33 類「ウイスキー」	
結論	識別力なし（商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号）	

●沖縄コレクション事件

知財高裁 令和 7 年 7 月 24 日		
令和 7(行ケ)10025 審決取消請求事件（原審：拒絶査定不服審判）		
当事者	原告：㈱Donuts 被告：特許庁長官	判決要旨： 本願指定役務に係る商品展示会等又は興行の開催等に含まれるファッションショー等については、開催地の地名に続けて「コレクション」の文字を組み合わせた名称が広く用いられているなどの実情があるとして、本願商標は取引者・需要者に「沖縄で開催される、ファッションショー又はファッションショーを模した企画を含むイベント」という役務の提供の場所及び役務の質（内容）を表示記述するものと一般に認識されると判断された。 コメント： 同じ原告の商標「九州コレクション」についても同様の判断がなされている（R7(行ケ)10026）。
対象 商標等	本願商標 沖縄コレクション （標準文字） 第 35 類「広告業」ほか 第 41 類「興行の企画…」ほか	
結論	識別力なし（商標法 3 条 1 項 3 号）	

●珠屋事件

知財高裁 令和 7 年 7 月 17 日		
令和 7(行ケ)10010 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:株珠屋 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標については、図形部分が「珠屋」の文字部分の漢字一文字よりも小さく表されているなどとして、引用商標については、「珈琲」の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないなどとして、それぞれ「珠屋」の部分が要部とされ、全体として互いに類似する商標であると判断された。 コメント: 両商標とも分離観察がなされた。
対象 商標等	本願商標  第 30・43 類 引用商標 珠屋珈琲 (標準文字)	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

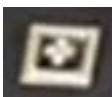
●WATERS 事件

知財高裁 令和 7 年 7 月 24 日		
令和 7(行ケ)10005 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:ウォーターズ* テクノロジーズ* コーポレーション 被告:特許庁長官	判決要旨: 商標自体の類似性は争われず、商品・役務の類似性のみが争われたところ、両商標の商品・役務は、いずれも水道事業者や水質事業者その他の自家水道システムを管理する業者等の需要者を共通にし、また同一の事業者がそれぞれの指定商品を販売し、又は当該指定商品に係るソフトウェアの開発の役務を提供している例があるなどとして、両者商品・役務は類似関係にあると判断された。 コメント: 水道事業に関する取引の実情などが詳しく検討されている。
対象 商標等	本願商標 WATERS (標準文字) 第 9 類(分析機械器具用ソフトウェア、データ分析用ソフトウェア) 第 42 類(データ分析用ソフトウェアの開発の役務を含む) 引用商標 1. WATERS 第 42 類(水道管路及び水道施設の管理又は整備システム用の電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守) 2.  Waterworks Information System 第 9 類(水道管理用プログラム、電子応用機械器具等)	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●キッズ防災士事件

知財高裁 令和 7 年 6 月 30 日		
令和 6(行ケ)10096 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:特定非営利活動法人 日本防災士機構 被告:一般社団法人 ひろしま防災減災支援協会	判決要旨: 原告の認証に係る防災分野における民間資格「防災士」は、約 19 年の活動実績があるなど、本件商標の出願時・査定時において、消防や警察・自治体職員などを中心とする防災関係者の間においてはある程度の周知性を獲得していたと認められるが、災害防止(防災)の専門家を指す一般的な言葉として使われる場合もあり、独創性が強いとはいえないことなどを理由に、一般の消費者の間においては広く親しまれた著名な民間資格の一つとはいえず、周知性はないとされた。 その上で、本件商標の構成のうち「防災士」の部分のみが強く支配的な印象を与えたとする理由はないなどとして、本件商標と引用商標は外観、称呼においていずれも異なる上、観念においても比較することができず、本件商標の需要者である一般の消費者の認識において両者は互いに紛れるおそれのない非類似の商標であると判断された(4 条 1 項 11 号)。 また、商標が非類似であることなどを理由に、同 10・15 号の該当性も認められなかった。
対象 商標等	本件商標 キッズ防災士 (標準文字) 第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授」ほか 引用商標 防災士	コメント: 以上のほか、同 6・7・19 号の主張も認められなかった。 なお、別件の令和 6(行ケ)10095(本コンテンツ 5 月分)では、「日本食育防災士」という商標につき無効理由(15 号)が認められている。
結論	非類似・混同なし(商標法 4 条 1 項 10・11・15 号)	

●十字図形事件

東京地裁 令和 7 年 7 月 9 日		
令和 6(ワ)70635 商標権侵害差止請求事件		
当事者	原告:ウヰンガー エス アー 被告:ゴイチマル(株)	判決要旨: それぞれ図形には共通点があるとしつつ、被告標章 1 については、これが小さく不鮮明なこともあり、内側は上下 2 つ・左右 2 つの接着して配置された 4 つの不整形な円の集合体状の図形よりなるなどとされ、本件商標とは外観が類似するとはいえないと判断された(称呼・観念も相違)。被告標章 2 についても、四辺が湾曲しているか、十字の支持棒が有るか、外縁部分の幅が狭いか、などの点において本件商標とは相違し、外観は類似するとはいえないと判断され(称呼・観念は類似)、総合的に本件商標と被告各標章は類似しないとされた。
対象 商標等	原告商標  第 18 類(かばん)ほか 被告標章 1.  2. 	コメント: 似たような図形間の事件として、令和 6(ネ)10027 (本コンテンツ 2024 年 9 月分)や令和 5(ネ)10070 (同 2024 年 2 月分)がある。
結論	非侵害(商標法 36 条 1 項・2 項)	

●MICHAEL JURDAIN 控訴事件

大阪高裁 令和 7 年 4 月 24 日		
令和 6(ネ)1885 商標権侵害差止等損害賠償等請求控訴事件 (原審: 令和 4(ワ)7393(本訴)、令和 6(ワ)455(反訴))		
当事者	控訴人兼被控訴人(本訴被告兼反訴原告): (株)マル周 控訴人(本訴被告兼反訴原告): (有)王様舶来館 被控訴人兼控訴人(本訴原告兼反訴被告): (株)ディックス 被控訴人(本訴原告兼反訴被告): (株)海援隊	判決要旨: 原審では、一審原告ら(株)ディックス、(株)海援隊)による差止・損害賠償請求が一部認められたが、本控訴審では、それぞれの控訴により原判決が一部変更された。 コメント: 本コンテンツ 2024 年 9 月分に掲載の事件の控訴審である。
対象 商標	本件商標 MICHEL JURDAIN 第 9 類「眼鏡」、第 14 類「時計」 被告標章 1~3 1. MICHEL JURDAIN 2. michel Jurdain 3. 	
結論	侵害・一部認容(商標法 36 条 1 項等)	

●カテーテル用コネクタ形態控訴事件

知財高裁 令和 7 年 7 月 16 日		
令和 7(ネ)10012 不正競争行為差止請求控訴事件 (原審: 令和 5(ワ)70036)		
当事者	控訴人: (株)東海メディカルプロダクツ 被控訴人: (株)グッドマン	判決要旨: 被告 Y コネクタに対する差止を必要の範囲で認めた原審判決に対し控訴がされたが、まず原告 Y コネクタが「商品等表示」(不競法 2 条 1 項 1 号)に該当することは原審同様に認められた。 しかし、両者の色彩の部位の特徴、被告 Y コネクタの円形状の支持部が与える印象などに差異があるとして、それぞれ形態が類似するとは認められないと判断され、被告敗訴部分が取消された。 コメント: 原審の判断(本コンテンツ 2025 年 1 月分)が覆されたケースである。
対象 商標等	原告 Y コネクタ  被告 Y コネクタ 	
結論	非侵害(不競法 2 条 1 項 1 号)	

●テント・タープ用ペグ形態控訴事件

知財高裁 令和 7 年 5 月 29 日		
令和 6(ネ)10067 不正競争行為差止等請求控訴事件 (令和 2(ワ)28384)		
当事者	控訴人: (株)スノーピーク 被控訴人: (株)山谷産業	判決要旨: 控訴人主張の本件特徴的部分(表面のざらつき、フラミンゴの頭部のような印象等)は、技術的合理性又は商品の機能に由来するものであり、その各要素を備える同種商品が多数に及んでいるなどとして、原告商品の形態に特別顕著性は認められなかった。 また、周知性も認められず、控訴人の請求は棄却された。 コメント: 原審(本コンテンツ 2024 年 10 月分)と結論は同じである。
対象 商標	原告商品外観  被告商品外観 	
結論	非侵害(不競法 2 条 1 項 1 号)	